

◎ 新抜擢制度の導入

能力と意欲の高い職員の早期登用を進め、将来の組織運営を担う人材を積極的に育成

内 容 最速で、20代で主任級、30代前半で主査級、30代後半で課長補佐級、40代前半で課長級への昇任が可能な制度とする。(2027年度から段階的に実施)

<昇任年齢の目安>

職級	現行(※)	新制度最速モデル
主任級	32歳程度	29歳程度(3年程度短縮)
主査級	36歳程度	33歳程度(3年程度短縮)
課長補佐級	43歳程度	36歳程度(7年程度短縮)
課長級	50歳程度	41歳程度(9年程度短縮)

※大学卒業程度・行政職で昇任が早い職員の場合

◎ 育休等カバー休暇の創設【全国初】

対象者 1か月を超える育児休業又は介護休暇を取得した職員の業務をカバーした職員(最大5名まで、代替職員が配置されない場合に限る)

内 容 カバー期間1か月につき1日の休暇を付与
⇒ 年間で最大3日(カバー期間が3か月以上の場合)を付与

◎ 育休等カバー手当(勤勉手当の加算)の創設

対象者 育休等カバー休暇と同じ

内 容 6月期及び12月期に支給する勤勉手当について、カバー期間1か月につき0.05月分を加算 ※複数人でカバーした場合、カバー職員数により0.05月分を按分
⇒ 各期の勤勉手当で最大0.3月分を加算

【例】カバーする職員の給料と地域手当の合計額が30万円であると仮定した場合の加算額

1人の職員が1か月間カバーした場合	$30\text{万円} \times 0.05\text{月} \times 1\text{か月} = 15,000\text{円}$
5人の職員が3か月間カバーした場合	$30\text{万円} \times 0.05\text{月} \div 5\text{人} \times 3\text{か月} = 9,000\text{円}$

◎ フリーマン(スポット型業務支援要員)の配置

療養休暇取得者の発生等による突発的な業務負荷や一時的な業務量の増加に対応するため、役職定年後職員を活用した機動的かつ柔軟なスポット型業務支援を行う。

内 容 役職定年を迎えた職員を局主管課等に配置(規模の大きい局へ試行的に配置)

- ▶ 平時：主管課等の業務(総務、人事、予算・経理など)に従事
- ▶ 応援時：業務負荷が増加した所属等で業務に従事

